

平成31年度事業計画

地方税共同機構

地方税共同機構（以下「機構」という。）は、地方団体が共同して運営する組織として、機構処理税務事務を行うとともに、地方団体に対してその地方税に関する事務に関する支援を行い、もって地方税に関する事務の合理化並びに納税義務者及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与することを目的として設立されたことを踏まえ、平成31年度においては、次の事業を実施する。

1 機構処理税務事務

(1) eLTAX 関係

地方税の電子申告、電子納税等を取り扱う地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という。）の開発及び運用を行う。具体的には、電子申告等事業、国税連携事業、年金特徴事業及びこれらに附帯する事業を行う。特に、平成31年度においては、以下の事業を行う。

① 地方税共通納税システムの導入

eLTAX を活用した地方税共通納税システムの平成31年10月からの稼働のため、新たに同システムの開発及び運用を実施する。

② 次期 eLTAX 更改に際して行う安全性・信頼性の確保

平成31年9月の次期 eLTAX 更改にあたり、システムの一層の安全性及び信頼性を確保するため、データセンタについて、新たにバックアップセンタを設置するとともに、平常時にメインセンタとバックアップセンタでデータを適時に同期する。

③ eLTAX の利用者の増大への対応

大法人の法人住民税等に係る電子申告の義務化や地方税共通納税システムの導入等により、eLTAX の利用者のさらなる増大が見込まれることから、利用者の使いやすさ、わかりやすさの向上等のため、ホームページやヘルプデスク等を改善する。

④ その他

「行政手続コスト」削減のための基本計画（平成30年3月総務省改定）に位置付けられた税務手続の電子化のための取組（法人設立ワンストップサービス、法人税及び法人住民税・法人事業税の電子申告における共通入力事務の重複排除等）を行うとともに、大法人に対する電子申告の義務化や地方税共通納税システムの稼働にかんがみ、システム障害時に一層迅速な対応等ができるよう、環境を整備する。

また、平成31年5月1日から新元号となるため、現システムの改元対応に係る改修を実施する。

(2) 自動車OSS関係

国土交通省等と共同で運営している自動車保有関係手続のワンストップサービスについて、関連するサービスの共通基盤であるインターフェースシステムの利用、都道府県税事務として必要なOSS共同利用化システム及び自動車税納付確認システ

ム（JNK S）の運用及びこれらに附帯する事業を行う。

特に、システムの安全性確保のためのセキュリティ対策を充実するほか、平成 31 年 10 月に予定されている自動車税における環境性能割の導入に対応するため、機構が O S S 都道府県税協議会から承継した積立金の一部を活用して、システム改修を行う。

2 教育及び研修

地方団体の職員に対し、地方税に関する教育及び研修を行う。具体的には、情報セキュリティ研修や eL T A X 研修、税務研修（不動産評価研修、直税課税研修、軽油引取税調査事務研修、徴収事務研修、政令指定都市研修）等を行う。

3 調査研究

地方税に関する調査研究を行う。具体的には、地方税の諸課題に関する実務者の連携（ワーキンググループ）による調査研究等を行う。

4 広報その他の啓発活動

地方税に関する広報その他の啓発活動を行う。具体的には、eL T A X の利用率及び認知度向上等のための広報や、自動車税の納期内納付や税を考える週間、税制改正内容等全国共通で行うことが効果的かつ効率的である広報及び啓発を行う。

特に、平成 31 年度は、地方消費税率の引上げや自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入が予定されていることから、機構が全国地方税務協議会から承継した積立金の一部を活用して、これらの広報を充実する。

5 情報の提供その他の支援

地方団体に対する地方税に関する情報の提供その他の支援を行う。具体的には、都道府県・指定都市が実施する講演会等への助成を行うほか、不正軽油撲滅や全国一斉路上軽油抜取調査についての都道府県間の連携調整や広報等を行う。

6 その他業務運営

(1) 組織体制

地方税共通納税システム稼働など eL T A X の役割の拡大や機構設立にあたって承継する事業等に適切に対応するとともに、効率的な執行体制の実現に努める。

(2) 内部統制の実施等

内部統制や監査等を通じてガバナンスを強化し、役職員の職務の執行が法令・定款等に適合し、業務が適正に行われることを確保するための体制の整備を図る。